

会 議 録（１）

会議の名称		桶川北本インターチェンジ周辺東部地区開発事業の都市計画の変更に関する市民説明会（第１回）
開催日時		令和８年７月２６日（日） １０：００から１１：０４まで
開催場所		桶川市役所 ３階 会議室３０３・３０４・３０５
主宰者の氏名		桶川市都市整備部都市計画課
議長 の氏名		
出席者氏名		市民１３名
欠席者氏名		
説明員氏名		稲橋主査
事務局職員 職名及び氏名		都市整備部：内野部長、谷島副部長 都市計画課：山田副参事兼課長、秋谷係長、清水係長、 稲橋主査、小林主事、森原主事、古井主事
会 議 事 項	議 題	
	■ 事業概要	
	■ 都市計画について	
	① 都市計画の変更	
	② 今後の予定	
	決定事項等	
配布資料		
○桶川北本インターチェンジ周辺東部地区開発事業 都市計画 説明会 (パワーポイント資料)		

会 議 録（２）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	
司 会	ただいまより、桶川北本インターチェンジ周辺東部地区開発事業、都市計画の変更に関する住民説明会を開始いたします。 本日、説明会の司会を務めさせていただきます。桶川市都市整備部の谷島でございます。よろしくお願いいたします。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。受付で配布させていただきました資料をお持ちいただいていると思いますが、お手元がない方は、お近くの係員の者までお申し付けください。 本説明会は、都市計画法第16条の規定に基づき、都市計画の変更原案の内容を説明するために設けさせていただいたものでございます。 質疑応答につきましては、資料の説明が全て終了した後に、質問の時間を設けさせていただきますので、その際に御質問をお願いいたします。 これより、説明会に移らせていただきます。 初めに、桶川市都市整備部長の内野より、御挨拶を申し上げます。
2 あいさつ	
部 長	皆様、おはようございます。都市整備部長の内野と申します。本日は桶川北本インターチェンジ周辺東部地区開発事業の都市計画の変更に関する説明会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。 さて、本市では川田谷地区にございます圏央道桶川北本インターチェンジの東側におきまして、地権者の皆様とともに開発事業を進めておりますが、今後市街化区域への編入を始め、様々な都市計画に関する手続きを進めていく必要がございます。 この手続きを進めるにあたりまして、本日の説明会では市民の皆様に変更となる都市計画の内容やスケジュールについて、御説明をさせていただきます。この後、次第に沿って進めてまいりますので、説明の後に御質問のお時間を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 結びとなりますが、今後とも本市の都市計画行政の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。
3 説 明	
司 会	ありがとうございました。では、次第に従いまして都市計画の変更について御説明をさせていただきます。
説 明 員	1 ページ目を御覧ください。 本日の内容でございますが、大きく二つございます。 一つ目が「事業概要」、二つ目が「都市計画」についてです。都市計画につきましては、都市計画の変更の内容と今後の予定の二つに分けて説明いたします。説明は全体で20分ほどを予定しております。 2 ページ目を御覧ください。

まず、事業の概要から説明いたします。

3 ページ目を御覧ください。

桶川市は、「桶川市第六次総合計画」におきまして、圏央道インターチェンジ周辺地域の一部を「複合開発エリア」と位置づけ、物流業や製造業など、産業施設の立地誘導を支援しております。

こうした中、令和 8 年 3 月には、埼玉県から「桶川北本インターチェンジ周辺東部地区」が「産業誘導地区」に選定されました。

今後は、県と市が連携して、産業基盤づくりをさらに推進していくこととされております。

スライドの図面で、赤色矢印で示している場所が本地区でございます。

4 ページ目を御覧ください。

続きまして、事業の概要を一覧でお示ししております。事業名は桶川北本インターチェンジ周辺東部地区土地区画整理事業、事業予定区域は、桶川市大字川田谷地内、施行面積は約 20.2 ヘクタールでございます。

現在の区域区分が市街化調整区域で、用途地域は定められておりません。また、農業振興地域内の農用地区域、いわゆる「青字」を含み、農地区分は第 1 種および第 3 種農地となっております。

開発の手法といたしましては、市街化区域への編入を行ったうえで、民間事業者による個人施工方式の土地区画整理事業を予定しております。

事業期間は、開発事業者による目標期間となりますが、令和 9 年度から令和 16 年度までを予定しております。

権利者の同意状況でございますが、公有地を除く権利者数 78 名の皆様全員、同意率 100%の御同意をいただいております。

5 ページ目を御覧ください。

本地区では、土地区画整理事業により土地活用の集約化を図り、産業施設の誘導を予定しております。

土地利用計画の案では、赤色の破線で囲まれた範囲が、「物流施設などの工業系を立地誘導するエリア」、右側のオレンジ色で囲まれた範囲が「換地を受けて引き続き居住利用等が可能なエリア」でございます。

ここからは、都市計画について説明いたします。

7 ページ目を御覧ください。

まず、「都市計画」とは何か、でございますが、都市計画法に基づき、「都市の健全な発展と秩序ある整備」を目的として、土地利用のあり方、道路や公園など都市施設の整備、市街地開発事

業など総合的に定める、いわば「まちづくりの基本計画」でございます。

8 ページ目を御覧ください。

本地区では、次の二つの都市計画の変更を予定しております。

一つ目、「区域区分」。現在の市街化調整区域から、市街化区域への編入でございます。

二つ目、「用途地域」。工業専用地域および工業地域の指定でございます。

三つ目、「防火・準防火地域」。本地区は準防火地域を定めます。

四つ目、「地区計画」。本地区のまちづくりのルールを決定します。

五つ目、「土地区画整理事業」の施行でございます。

この後、こちらの五つの都市計画の変更について順番に説明してまいります。

9 ページ目を御覧ください。

まず、区域区分の変更でございます。

区域区分とは、都市計画区域内の土地を、「市街化を進める区域・市街化区域」と「市街化を抑制する区域・市街化調整区域」に分け、無秩序な市街化を防ぎつつ計画的な市街地整備と公共投資を行うための制度です。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に優先的に市街化を進めるべき区域でございます。

一方、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされ、主に農地や山林などが広がる区域でございます。

本地区は現在、市街化調整区域でございますが、土地区画整理事業の実施に伴い、市街化区域に編入する予定です。

10 ページ目を御覧ください。

次に用途地域でございます。

用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。

都市計画法では、市街化区域は少なくとも用途地域を定めることとされております。

本地区につきましても、市街化区域への編入に合わせて用途地域を定める予定です。用途地域は、良好な住環境の保護や商工業の利便の増進を図り、望ましい市街地の形成を誘導するために定めるものです。

用途地域の種類に応じて、建てられる建物の用途や建ぺい率・容積率・高さといった形態の制限が定められます。

11 ページ目を御覧ください。

こちらは用途地域の種類を一覧でお示したものです。

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、市街化区域では13種類の用途地域のうち、いずれかを指定し、計画的なまちづくりを進めることとなっております。

12 ページ目を御覧ください。

本地区では、工業系 3 種類のうち「工業地域」および「工業専用地域」を指定する予定です。

「工業地域」は、工場や物流施設等が建てられる地域で、住宅やお店も建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。「工業専用地域」は、工場、物流施設等のための地域で、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられない地域でございます。

13 ページ目を御覧ください。

本地区に設定する用途地域について説明いたします。地区の大部分、濃い青色の範囲に「工業専用地域」を、東側の水色の範囲に「工業地域」を指定する予定です。

また、用途地域の指定と併せて、地区全体に準防火地域という、火災の危険を防ぐための制限を設けるほか、工業地域の部分には、地区計画により住環境を保護するための制限を設けます。準防火地域、地区計画につきましては、後ほど説明させていただきます。

14 ページ目を御覧ください。

あわせて、建ぺい率と容積率について説明いたします。建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合で、敷地内に一定の空地を確保するためのルールです。

容積率とは、敷地面積に対する延べ床面積の割合で、建物の密度を抑えるためのルールでございます。

本地区では、従前の基準と同じ建ぺい率 60%、容積率 200%を指定する予定です。

15 ページ目を御覧ください。

続きまして、防火地域、準防火地域、建築基準法第 22 条区域でございます。

これらは、市街地における火災の危険を防除するために指定されるもので、市街地中心部から外側へ、防火地域・準防火地域・法 22 条区域の順に指定され、外壁や屋根の不燃化が求められます。

16 ページ目を御覧ください。

三つの違いを申し上げますと、防火地域は駅前など人が多く集まる場所に指定し、耐火建築物を義務付ける最も厳しい地域です。準防火地域は、その周辺に指定し、建物の規模や階数に応じた防火措置を求めます。法 22 条区域は、それらの更に外側で、屋根の不燃化を義務付ける地域です。

基準が厳しい順番として、防火地域、次に準防火地域、そして法 22 条区域となります。

本地区は、このうち準防火地域となります。

17 ページ目を御覧ください。

本地区では全域に準防火地域を指定する予定です。これにより、区域内の建物は階数や延べ床面積に応じて、耐火建築物・準耐火建築物とするなど一定の建築制限がかかります。

18 ページ目を御覧ください。

一定の建築制限ですが、準防火地域内で木造 2 階の一戸建て住宅を建てる場合の例でございます。隣地境界や道路に近い「延焼のおそれのある部分」について、窓を防火戸、外壁を防火構造とするなどの措置が必要となります。

19 ページ目を御覧ください。

続きまして、地区計画でございます。地区計画とは、地区の特性に応じて、「まちづくりのルール」を定めるもので、良好な環境の形成を図るための計画でございます。建物の用途や高さ、壁面の位置、緑化など、きめ細かなルールを定めることができます。

20 ページ目を御覧ください。

桶川市内では 1 番の桶川駅西口地区から 11 番の加納原地区まで、現在 11 の地区で地区計画が定められており、本地区が 12 地区目となる予定でございます。

21 ページ目を御覧ください。

地区計画は本地区の全域に定めます。地区区分については、「工業地区 A」、「工業地区 B」、「工業地区 C」の三つに区分いたします。

工業地区 A は、工業・物流施設を主体とする工業市街地を目指す区域。

工業地区 B は、既存の工場を生かした工業市街地を目指す区域。

工業地区 C は、周辺の住環境と調和した複合工業市街地を目指す区域でございます。

22 ページ目を御覧ください。

地区計画では、地区内に必要な道路・公園・広場などを地区施設として位置づけます。本地区では、各種の区画道路・公園・広場に加えて、工業地区 A・B の外周部に屋敷林をイメージした緩衝緑地帯を配置いたします。

幅員は 5m から 15m を予定しており、周辺への環境影響の緩和を図ります。

スライドの右下に緩衝緑地帯のイメージを示しております。

23 ページ目を御覧ください。

地区計画で定める制限を一覧でお示ししております。丸がついた項目が制限される項目になります。

敷地面積・壁面・高さ・緑化率などの制限がございますが、それぞれこの後、順に説明いたします。

24 ページ目を御覧ください。

建築物の用途制限でございます。

工場地区 A・B では集会所、神社・寺院、カラオケ店のほか、ガソリンスタンドを含む危険物の貯蔵・処理施設、産業廃棄物処理施設、金属の熔融・精錬を営む工場など、周辺環境への影響が懸念される用途を建てられないように制限いたします。

工業地区 C では、第一種住居地域と同様の制限を行う予定です。

一例ではございますが、パチンコ店やカラオケボックス等の遊戯施設、大規模な店舗などの立地について制限を行う予定です。

25 ページ目を御覧ください。

敷地面積の最低限度の制限でございます。敷地分割による住宅の細分化を防止し、将来にわたって良好な操業環境・市街地環境の維持・保全を図るため、敷地面積の最低限度を工業地区 A・B では、10,000 m²、工業地区 C では 100 m²とします。

26 ページ目を御覧ください。

壁面の位置の制限でございます。周辺の住宅への圧迫感を軽減するため、工業地区 A・B では、道路境界線および隣地境界線から 5 メートル以上、壁面を後退させることといたします。

工業地区 C では制限を設けていません。

27 ページ目を御覧ください。

高さの最高限度につきましては、ご覧の通り、工業地区 A を 38 m、B を 31 m、住宅地に近い工業地区 C を 10 m と低く抑え、日照の確保やまち並みの調和を図ります。

28 ページ目を御覧ください。

建築物等の形態・色彩・意匠の制限でございます。工業地区 A・B では、建築物および工作物の外観、屋外広告物などについて、周囲の環境と調和するよう、刺激的な色彩や装飾を避ける制限をかけます。

29 ページ目を御覧ください。

緑化率でございます。敷地面積が 1,000 m²以上の土地では、敷地の 20%以上を樹木や生垣などで緑化していただきます。

30 ページ目を御覧ください。

垣・柵の構造の制限でございます。道路に面する部分に垣や柵を設ける場合は、生垣とするか、高さ 60 cm 以下の基礎の上に透視可能なフェンスを設置し、全体の高さを 2 m 以下とするなどの制限を設けます。

31 ページ目を御覧ください。

最後に、土地区画整理事業でございます。

土地区画整理事業とは、見通しの良い広い道路や、公園・広場などの公共施設を整備し、土地の区画を整えることで、土地利用の増進を図る事業でございます。

スライドの図のように、整理前の不整形な土地を、整形後は道路や公園が整った形に再配置いたします。本事業は都市計画事業として実施する予定でございます。

32 ページ目を御覧ください。

ここからは、今後の手続きについて案内いたします。まず、都市計画原案の閲覧および縦覧でございます。

決定する主体によって場所や手続きが異なります。既に広報誌やホームページで御案内の通り、閲覧および縦覧期間はいずれも令和 8 年 7 月 14 日から 28 日までの 2 週間、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まででございます。

まず、埼玉県が決定する区域区分についての閲覧場所は、埼玉県都市計画課および北本県土整備事務所、桶川市都市計画課、県・市ホームページとなります。

区域区分については、公述申出があった場合、公聴会を開催いたします。御希望の方は、7 月 28 日火曜日の午後 5 時 15 分までに、閲覧場所の公述申出書を県または市の都市計画課へご提出ください。郵送の場合は当日必着でございます。

公聴会の実施は、令和 8 年 8 月 6 日木曜日、午後 2 時 30 分からは予定しております。

33 ページ目を御覧ください。

続いて、桶川市が決定する地区計画、用途地域、準防火地域、土地区画整理事業についてです。

こちら、既に広報やホームページで御案内のとおり、閲覧などの期間・時間は先ほどと同じく、7 月 14 日から 28 日まででございます。閲覧および縦覧の場所は、桶川市都市計画課、および桶川市ホームページでございます。

このうち、地区計画の原案につきましては、都市計画法第 16 条第 2 項に基づき、区域内に土地をお持ちの方や利害関係のある方は意見書を提出できます。縦覧場所に備え付けの意見書に必要な事項を御記入のうえ、令和 8 年 8 月 4 日火曜日までに、都市計画課へ御提出ください。郵送の場合は当日必着でございますので、御注意ください。

	34 ページ目を御覧ください。 最後に今後のスケジュールでございます。 令和 8 年 12 月頃に都市計画の変更案の縦覧、令和 9 年の初め頃に市の都市計画審議会、その後、令和 9 年夏から秋頃に都市計画決定の告示を予定しております。 以上で本日の説明を終わらせていただきます。
4 質疑応答	
司会	それでは、質疑に移らせていただきます。御質問等ある方は挙手のうえ、御氏名を述べていただいてから御質問をお願いいたします。
市民 A	縦覧期間が 7 月 14 日から 28 日まで、そして、説明会の開催が 26 日です。公聴会の申し込みは、明後日の 28 日までになっています。説明を聞いてから意見を出そうか公聴会に出席しようかと考えると思いますので、説明会を早い時期に開催したほうが良いと思います。 それから、意見募集が 8 月 4 日まで、公聴会が 8 月 6 日となっていますが、手続きが良く分らないです。手続き上は、縦覧期間中に説明会をやれば良いことになっていますが、説明を聞いて、そこから何が問題か考えてから意見を出すという仕組みになっていないように思います。この説明会の位置づけも含めて、ホームページにも出ていないところもありますので考えを伺います。
司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	本日の説明会につきましては、今回の都市計画の案を十分に周知したうえで説明会を実施するといった趣旨でさせていただいております。事前に都市計画の案を見ていただいた後に説明会を実施するため閲覧期間の最後の方に設定した状況でございます。 また、今後の手続きとしては、12 月頃に都市計画法 17 条に基づき変更案の縦覧を予定しています。 市のホームページや広報等で周知をしていますが、わかりにくいとの御指摘については、改善できる余地もあるかと考えておりますので、見やすくできるように努めてまいりたいと思います。
市民 A	案の中身がきちんと私達に分かって、そのうえで意見提出なり、公聴会へ出席することが前提だと思います。関係者の方は御存知かと思いますが、広報を見て初めて変更案を知った場合には、内容が分らないです。 公聴会は、明後日までに公述書を出すことになっています。また、意見書は 4 日までに提出ですから、公聴会の前に意見を出すことになっていますが、意見を出したら公聴会へ出席の意味がないですよ。この段取りについて伺います。
司会	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	都市計画の変更の原案や説明会及び公聴会の流れについては、ホームページ、都市計画課の窓口等で、確認をしていただくようになっています。

	意見募集を行う地区計画については、8月4日まで地権者等関係権利者の方から意見募集を行っています。 公聴会は、県決定となります区域区分について開催します。区域区分については、公聴会にて意見を言える場を設けます。公述申出希望者は7月28日までに、市あるいは県都市計画課の窓口へ申出書を持参や郵送で提出してください。 また、説明会の開催時期の周知は、市のホームページと市の窓口で、事前に原案を御覧いただけるようにさせていただいた上で、今回説明会を開催したところでございます。
市民 A	都市計画の変更にあたっては、「説明会を開いて住民に丁寧に説明すること」と都市計画法の基準にもあります。これから先の手続きもありますので、今後は、丁寧にわかりやすいやり方となるようにしてください。
司会	御質問いただきましたので、少々お待ちください。
市民 B	市民 A さんの意見は、どのようにすれば良いとの提案ですか。文句を言っているような印象を持ってしまいました。都市計画の変更の手続きについて、市はどのように行えば、都市計画法に則った上でより住民が理解できるように進められるのか伺います。
司会	お願いいたします。
市民 A	14日から2週間の縦覧期間ですから、14日か15日頃に説明会を開催し、できるだけ早く市民に内容を周知するようにしていただきたいと思います。 都市計画の運用基準では、説明会は住民に分かりやすく説明することになっています。説明会を丁寧に行い、意見の提出方法や公聴会の仕組みを聞いてから公聴会出てみようか、意見を出そうかと考える期間を十分に設けることが必要と思います。
司会	ありがとうございました。では事務局からお願いします。
事務局	まず皆さんに原案を見ていただいてから、説明会にて質疑応答をするということで進めさせてもらいました。原案を見ていただく期間の中で早い時期に説明会をした方が良いという意見をいただきましたので、今後行う説明会では、開催時期等を検討しまして、対応できるところについては、対応をさせていただきたいと思います。
司会	ほかに御質問はございますか。
市民 C	4年前ですか、この地域の土地区画整理事業環境影響評価調査計画書について、意見書を出しました。 1点目として、意見書に対する回答をもらった覚えがなく、どういうことになっているのか。 2点目として、何人かの人意見書を出していると思うのですが、その意見についての反映はどうされているのか。 3点目として、石川川の水源が無くなってしまうような気がするのですが、例えば野鳥とか、昆虫とか、生態系に対する影響について私が知っている限り、この辺にオオタカが餌を取っているような状況がありました。今日の説明では、どのような工場が来るのか話がありませんでした。環境が変わると思いますが、どのようになりますか。

司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	以前に御意見をいただいたのは、環境影響評価の調査計画書というものになります。 こちらは、埼玉県の環境影響評価条例、いわゆる環境アセスメントの手続きになりますが、その中で御意見を頂戴したものと存じます。 この調査計画書の作成を令和４年度にしましたが、現在、その後の手続きとなり準備書の作成を進めております。準備書は、市民Ｃさんから以前にいただいた意見や県知事意見を踏まえて作成することになっております。頂戴した意見について、準備書にて市の見解を御確認いただくことになります。準備書に関する説明会等は今後予定をしており、日程等が来ましましたら広報・ホームページ等で御案内します。 石川川周辺の環境保全について、オオタカは、現地調査を行い現状では営巣されていないという報告を受けています。環境への配慮については、周辺部分に緩衝緑地帯の設置や広場を設け、周辺環境に配慮する計画となるよう進めているところでございます。立地する施設は、現状では物流施設等を想定していますが、まだ進出企業は決まっていない状況です。 また、水源につきましては湿地帯となっているところを整備しながら、環境に配慮した計画となるように準備をしているところでございます。
市民Ｃ	オオタカに限らず、生態系の変化については考えてないのですか。それから水源については整備するとのことですが、残すのですか。
事務局	工業地区Ｂの北側の公開緑地公園が湿地となりますので、全く手をつけないわけではないですが、現在地区内に生息している動植物や周辺の環境に配慮した広場を整備する考えと伺っております。 また、緑化について地区計画を設けるほか、施設の周辺部には緩衝緑地帯等設けることで、周辺環境への配慮を行う計画です。
市民Ｃ	それで今の生態系が守られる、オオタカのための環境が残せるということですか。
事務局	オオタカの営巣については、圏央道工事の際にもお話いただきましたので、調査を行っておりますが、この地区内での営巣は確認できませんでした。
市民Ｃ	そうではなく、営巣していないことは私も知っています。
事務局	どのような内容を確認されたいのでしょうか、教えてください。
市民Ａ	高利用域と言いまして営巣地から決まったエリアは、環境省の保護指針や埼玉県の保護指針に基づき調査を行い、餌場になっている場所は保全することになっており、高利用域が破壊される場合には他に作る必要があります。
司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	オオタカの関係につきましては、専門家や埼玉県環境政策課の御意見等を伺いながら進めているところでございます。餌場の対策については、緩衝緑地帯や広場の整備をしますので、対策を検討しながら進めさせていただく計画です。

市民 C	私はオオタカに限ってではなく、生態系をどうするのか、動物も植物も魚も昆虫もです。今答えられないなら文書で回答してください。
司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	後日、文書で回答差し上げます。
市民 B	市民 C さんの意見ですが、オオタカについては聞いたことがあります、オオタカが餌場になっているかについては、誰が確認することになるのでしょうか。 市なのか、それとも環境を保全する運動されている人たちが、餌場になっているか確認を取るのでしょうか。 市の方の話だと、アセスメントにて確認しているということでした。オオタカの餌場であるということを確認なさっての御指摘なのか、それとも、市で確認するようにとおっしゃっているのか、分からないので伺います。
司会	市民 C さんよろしいでしょうか。
市民 C	私、その周辺でオオタカの羽を拾っています。だから、その辺をオオタカが飛んでいるっていう証拠です。
市民 B	餌場になっているということですか。
市民 A	環境アセスメントをやるのは、事業者の責務になっています。高利用域と言って餌場のことを言うのですが、何年間か通して調査をして、図面に落とすことになっています。現在は検討中で対策はこれからでしょうが、今の状況を説明できると思います。
市民 B	それは指摘するだけで、全部確認するのは、市とか業者っていうことになるのですね。
市民 A	環境アセスメントでは、事業者が対策も講じることになっています。準備書は作成中と聞いていますので、現在の段階で、どこまで調査しているか等を報告してもらえばいいと思います。
司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	環境アセスメントに関する準備書については、埼玉県環境政策課と調整を進めており、準備書の説明会は今後 11 月頃に予定しています。開催が決まりましたら広報やホームページで御案内いたします。
市民 A	工業地区 C が移転される方の地域になるかと思いますが、最低敷地面積が 100 ㎡となっています。桶川市でも区画整理事業が 7 組合ありました。大きな工業団地のそばに、100 ㎡で住宅が建ってしまいます。分割して 100 ㎡にできるということは、住宅区域としては、劣悪な環境になってしまうのではないかと思います。120 ㎡ぐらいに変えることはできないですか。
司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	市内で行った区画整理事業では、最低敷地面積が 120 ㎡のところもございしますが、100 ㎡のところもございします。当地区につきましては既存の住宅が 100 ㎡程度の敷地であることから、地権者への説明の中で、100 ㎡で設定させていただきました。
市民 A	100 ㎡の住宅敷地があるのですか。
事務局	既存の敷地面積を基にまた、既存の敷地面積を下回らないよう 100 ㎡で設定をさせていただいております。

市民 A	緑化については植樹の決まりがあると思いますので、工業団地の環境は良くなりますが、住居地区の緑化についてです。これは、地権者の方や移転される方に考えて欲しいなと思います。
司会	御意見ということでよろしいでしょうか。
市民 A	意見があったということ、知らせていただきたいと思います。
司会	ありがとうございました。ほかに御質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
市民 D	マイナスの話が多く聞こえてきましたが、私は桶川に来て 20 年経ちますが、桶川が良いまちになってきていると思います。圏央道や上尾道路ができて、今後は、上尾道路が鴻巣まで延伸すると聞いています。 川島とか他のところに行きますと工業団地とか作っていろいろとまち作りを始めていますが、桶川は遅れているなと感じていました。 市報でこの開発事業について知り、やっと桶川もやり始めたなと思い、とても期待しております。桶川は埼玉県のヘソって言われていると聞いています。この桶川の地は、東北道と圏央道と関越道、どこに行くにもすごく利便の良いところです。 この地区は、物流施設と伺いましたが、国の施策で、トラックの自動運転とか、今話題になっている空飛ぶ車とか、そういったものもありますので、将来の桶川を良くするためにぜひ頑張りたいと思っています。
司会	御意見ありがとうございました。ほかに御質問ございますか。
市民 A	最近、データセンターを作るという動きをよく聞いています。データセンターについては電気量が多くかかり、あまり地域に貢献しないということで反対運動が起きたことや、土地を使うだけで地域にメリットがないと聞いています。この地区には、データセンターが立地する可能性というのはあるのでしょうか。
司会	事務局より回答をお願いいたします。
事務局	当地区は、平成 29 年に物流施設の立地に向けて地権者協議会・開発事業者にて事業が立ち上がり、その後に市へ支援の依頼がありました。その後、平成 29 年から 3 者にて進めてきた事業でございます。そのような経緯もあることから、データセンターではなく、物流施設や産業系の施設が立地するものと考えています。 企業誘致については、昨今の AI などの進展、国の施策等や県や市の計画等と整合をとりながら、進めていくこととなりますが、この地区は、そのような経緯からデータセンターの立地はないものと考えています。
司会	御質問でございますでしょうか。 では、御質問がないようですので、これをもちまして桶川北本インターチェンジ周辺東部地区開発事業、都市計画の変更に関する市民説明会を終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。